

○ 佐賀県市町村職員共済組合公報に関する規程

（昭和38年12月10日）
（佐共規程第11号）

改正 昭和41年 3月 3日 規程第36号

（目的）

第1条 佐賀県市町村職員共済組合定款第5条の規定に基づき組合公報の発行に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（登載事項）

第2条 公報には、次に掲げるものを登載する。

- (1) 定款の変更に関する公告
- (2) 役員の就職又は退職に関する公告
- (3) 組合会の招集に関する公告
- (4) 議員の選挙に関する公告
- (5) 当選議員に関する公告
- (6) 事業計画及び予算又は決算に関する公告
- (7) 運営規則に関する事項
- (8) 組合会会議規則に関する事項
- (9) 議員の選挙規則に関する事項
- (10) その他組合の業務で重要事項に関するもの

（昭41規程36・全部改正）

（発行日）

第3条 公報は、理事長が必要と認めたときに発行する。

（配付先）

第4条 公報は、所属所長に配付する。

（公報の掲示）

第5条 所属所長は、前条の規定により公報の配付を受けた場合は所属所内に掲示し、組合員の閲覧に供する。

（昭41規程36・一部改正）

（補則）

第6条 公報発行に関しこの規程に定めるもののほか必要な事項は理事長が定める。

附 則

この規程は、昭和38年12月10日から施行する。

附 則（昭和41年3月3日規程第36号抄）

この規程は、昭和41年3月3日から施行する。